

## 伊丹市審議会等の市民公募制度に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、伊丹市まちづくり基本条例（平成15年伊丹市条例第1号。以下「条例」という。）第14条の規定による審議会等への市民の参加に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、法令、条例、規則、要綱等の定めるところにより、審議、審査、調査等（以下「審議等」という。）を行うために設置された合議体をいい、関係機関による協議・連絡・調査研究等のために設置されたものを含まないものとする。

(市民枠の設定)

第3条 市長その他の執行機関（以下「執行機関」という。）は、審議会等の委員の構成を定めるときは、市民の市政への参画と協働の機会を設けるため、委員の構成に市民を加えるよう努めるものとする。

2 前項の規定により設ける市民委員の人数は、2人以上を基準とする。ただし、委員の定数、構成等にかんがみ、市民委員を2人以上とすることが困難である場合は、この限りでない。

3 次に掲げる審議会等については、前2項の規定は、適用しない。

- (1) 審議等を行うに当たって、高度に専門的な技術・知識・経験等を要する審議会等
- (2) 行政処分、不服申立て、紛争処理等を取り扱う審議会等
- (3) 特定の個人に係る情報を取り扱う審議会等
- (4) 法令等の規定により委員の構成が定められている審議会等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議の内容から市民が参加することが適当でないと認められる審議会等

4 前項の審議会等においても、審議等の内容に応じ、市民が参加することが適当であると認められるときは、執行機関は、審議等

の内容を特定して，臨時委員の委嘱その他の適当な方法により，できる限り市民の参加の機会を設けるよう努めるものとする。

（市民委員の選任方法）

第4条 前条第1項又は第4項の規定により設けた市民委員（以下「市民委員」という。）の選任については，公募によるものとする。ただし，公募を行っても応募者がいない場合その他公募による選任ができない場合は，関係団体の推薦その他執行機関が適当と認める方法により選任することができる。

（応募資格）

第5条 市民委員に応募できる者は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し，通勤し，又は通学する者
- (2) 本市の他の審議会等の委員でない者
- (3) 本市の職員又は市議会議員でない者

2 執行機関は，前項の規定によるほか，必要に応じて応募資格を設定することができる。

（男女共同参画への配慮）

第6条 執行機関は，市民枠の設定及び市民委員の選任については，伊丹市男女共同参画計画に基づき，当該審議会等の男女の構成比率も考慮したうえで，男女の対等な市政への参画の機会となるよう配慮するものとする。

（公募方法）

第7条 市民委員の公募に当たっては，次に掲げる事項について広報紙，市のホームページその他の媒体を利用する等の方法により，広く周知を行うものとする。

- (1) 審議会等の名称，設置目的及び所掌事務
- (2) 応募資格
- (3) 公募人数
- (4) 選任の時期及び任期
- (5) 報酬等の有無及び金額

- (6) 応募申込みの方法及び申込期限
- (7) 選考方法
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要と認める事項

2 前項の規定による周知は，申込期限までに時間的な余裕をもって行わなければならない。

(応募方法)

第8条 市民委員の応募は，次に掲げる事項を記載した申込書及び小論文（400字以上800字程度のもの）を提出させることにより行うものとする。ただし，小論文については，簡素化することができる。

- (1) 申し込む審議会等の名称
- (2) 住所，氏名，電話番号，性別及び生年月日
- (3) 現在の職業（市外に在住の場合に記載）
- (4) 志望理由
- (5) 活動経験その他の自己アピール

2 前項の規定により提出された書類は，返還しないものとする。

(選考方法)

第9条 市民委員の選考は，申込書及び小論文等による書類選考又はこれに面接その他適当と認める方法を組み合わせて行うものとする。

2 前項の選考に当たっては，あらかじめ選考基準を定め，原則として選考委員会を設置して，公平公正に行わなければならない。

(選考結果)

第10条 選考の結果については，選考後速やかに応募者全員に書面で通知するものとする。

2 執行機関は，選考後速やかに，応募者数，選考基準その他必要と認める事項を市のホームページその他の媒体を利用する等の方法により公表するものとする。

3 応募者は、執行機関に対し、口頭により、選考における自己の得点又は順位の提供を求めることができる。

4 前項の規定により提供の求めをしようとする者は、執行機関に対し、自己が当該提供の求めに係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で執行機関が定めるものを提示しなければならない。

5 第3項の規定により提供の求めがあったときは、あらかじめ執行機関が定める方法により直ちに提供するものとする。

(再公募)

第11条 公募を行った場合において、申込期限までに募集人数に満たなかったとき又は選考の結果適任者がなかったときは、再公募をすることができる。

2 前項に規定するときにおいて、再公募を行わない場合の市民委員の選任については、執行機関が定める。

(啓発)

第12条 執行機関は、審議会等への市民の参加を促進するため、傍聴の呼びかけその他の方法により審議会等に対する市民の関心を深め、市民委員の応募者数の増加を図るよう努めるものとする。

付 則

この指針は、平成15年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この指針は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、この指針の施行の日以後に市民委員の公募を行う審議会等について適用する。

3 改正後の第10条第2項の規定は、この指針の施行の日以後に市民委員の選考を行う審議会等について適用する。

付 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。